2　（略）

（削る）

（証明書による失業の認定）

第二十五条　（略）

2　第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十六条　（略）

2　第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十八条　（略）

2　第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

（受給期間延長の申出）

第三十一条　（略）

2　受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第八項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができる。

3～5　（略）

6　管轄公共職業安定所の長は、第一項の申出をした者が法第二十条第一項に規定する者に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長通知書（様式第十七号）を交付しなければならない。この場合（第二項又は第八項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで第一項の申出を受けたときを除く。）において、管轄公共職業安定所の長は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

7　（略）

8　第十七条の二第四項の規定は、第一項及び前項の場合並びに第三項ただし書の場合における第一項の申出に、第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項及び前項の場合について準用する。

（基本手当の支給手続）

第四十四条　（略）

2・3　（略）

4　第二十二条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

（代理人による基本手当の受給）

第四十六条　（略）

2　第二十二条第一項ただし書の規定は、前項後段の場合に準用する。

（受給資格者の氏名変更等の届出）

第四十九条　（略）

2　（略）

3　第十七条の二第四項及び第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の場合に準用する。

（技能習得手当及び寄宿手当の支給手続）

第六十一条　（略）

2　（略）

3　第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

（傷病手当の認定手続）

第六十三条　（略）

2　（略）

3　第三十一条第四項及び第五項の規定は第一項ただし書の場合に、第二十二条第一項ただし書の規定は前項の場合に準用する。

2　（略）

3　前条第一項ただし書の規定は、第一項の場合に準用する。

（証明書による失業の認定）

第二十五条　（略）

2　第二十一条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十六条　（略）

2　第二十一条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十八条　（略）

2　第二十一条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

（受給期間延長の申出）

第三十一条　（略）

2　受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第八項の規定により準用する第二十一条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができる。

3～5　（略）

6　管轄公共職業安定所の長は、第一項の申出をした者が法第二十条第一項に規定する者に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長通知書（様式第十七号）を交付しなければならない。この場合（第二項又は第八項の規定により準用する第二十一条第一項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで第一項の申出を受けたときを除く。）において、管轄公共職業安定所の長は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

7　（略）

8　第十七条の二第四項の規定は、第一項及び前項の場合並びに第三項ただし書の場合における第一項の申出に、第二十一条第一項ただし書の規定は、第一項及び前項の場合について準用する。

（基本手当の支給手続）

第四十四条　（略）

2・3　（略）

4　第二十一条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

（代理人による基本手当の受給）

第四十六条　（略）

2　第二十一条第一項ただし書の規定は、前項後段の場合に準用する。

（受給資格者の氏名変更等の届出）

第四十九条　（略）

2　（略）

3　第十七条の二第四項及び第二十一条第一項ただし書の規定は、第一項の場合に準用する。

（技能習得手当及び寄宿手当の支給手続）

第六十一条　（略）

2　（略）

3　第二十一条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

（傷病手当の認定手続）

第六十三条　（略）

2　（略）

3　第三十一条第四項及び第五項の規定は第一項ただし書の場合に、第二十一条第一項ただし書の規定は前項の場合に準用する。